

イギリスの養子制度の実態

——縁組過程を中心に——

中 田 幸 子

序

イギリスの養子制度は、制度化の当初から家庭養育を必要とする児童のために必要な制度として作られ、運用されてきた。そして、制度化以後の何回かの改正も、その都度、児童の養家における地位の強化や、縁組自体を児童のためにする方向でなされてきたといえることができる。

一九五八年法以降は、地方自治体にも縁組をととのえる権限が与えられ、養子縁組の成立に必要な各過程に公的機関が関与することになった。養子縁組が成立するためには、一、縁組対象児、二、実子を養子に出したいと思う人、三、他人の子を実子のようにして養育したいと思う人がいることが前提となるが、これら三者を結びつける作用がなされてはじめて具体的に縁組の可能性が出てくる。この結びつける作用を機関として行なってきたのは一九五八年法以前は民間の養子協会に登録したもののだけであった。

養子制度は法律上の制度とはなったが、養子事件の審判は非公開であるし、養子決定がなされるとプライバシー保

持の立場から調査することはむづかしく、ほとんど実態は知り得ない状態であった。一九六五年から養子制度に関する調査の権限が公的機関に与えられ、ようやく国のレベルで養子制度の実態調査がなされるようになった。ここでまとめたのは、内務省が実施した調査の最初のものである。調査方法や縁組当事者に関する部分はジュリスト五二六号に発表したものでここでは省略した。取り上げた部分は養子縁組の成立過程で問題となる児童の引渡し、訴訟のための後見人、福祉のための査察、関係当事者に関するところである。縁組への同意、養子決定への条件、縁組諸過程の長さ、養子決定のなされない場合については立正法学第七卷第一―四号にまとめた。先に記したように審判は非公開であるためこの部分の実態はこの調査報告(以下調査書と記す) (A Survey of Adoption in Great Britain, Home Office Research Unit and Social Survey Division of the Office of Population Censuses and Surveys : H. M. S. O. London 1971) ではじめて公表されたものといつてよい。

また、現行法が一九五八年に制定されたが、施行後一〇年を経過すると検討を要する諸点が認識されはじめ、一九六九年七月には、法、施策、手続に関する改正点を検討する委員会 (Departmental Committee on the Adoption of Children) が任命され、その結果は Adoption of Children, Working Paper Containing the Provisional Proposals of the Departmental Committee on the Adoption of Children Appointed by the Secretary of State for the Home Department and the Secretary of State for Scotland, London, H. M. S. O. 1970 Reprinted 1971. で発表され、一般からの批判を受ける状態に置かれるなど、養子に関する調査や研究の活発化がうかがわれる。

わが国でも法審議会民法部会身分法小委員会における親族編の仮決定及び留保事項 (昭和四十六年六月) で養子制度を検討し、イギリスなどで行なわれている児童福祉のための養子に類似する養子を「特別養子」として考え、一定

年齢以下の幼児のみを対象とし、戸籍上は実子として入籍し、養親側からの離縁を認めない制度の創設の可否を問っている段階であるから、「子のため」の制度としての充実をはかってきたイギリスのやり方は参考になる点が多いと考える。

一 引 渡 し

1 引渡しの様態

ここで「引渡し」(placement)とは、養子となる児童が将来養親になることを希望する者に引取られることである。引渡しは実親から直接になされる場合も、いわゆる「第三者」(a third party)により個人的になされる場合もあるが、大半は養子機関(an adoption agency)である民間の機関(the voluntary societies)か地方自治体(local authority)によってなされている。

一九七〇年にはイングランドとウェールズ(以下EWと記す)における登録された養子協会⁽¹⁾(registered adoption societies)は六五を越えていた。地方自治体が縁組しととのえる段階で関与し得る権限を与えられたのは一九五八年の養子法(The Adoption Act)によってであったが、九五の地方自治体がこの段階の関与を行っていた。他の地方自治体は、その保護の下にきている児童を養子として引渡すことを行っており、その中には、長期の里子委託が養子縁組へと発展した事例も含まれていた。

一九六六年に実施されたこの調査では、養子機関による引渡しが全体の五八%、うち四〇%は養子協会、一八%は地方自治体であった。四%は第三者により、八%は実親から直接(以下「直接」と記す)引渡されていた。他の三〇%は実親が実子を養子とするケースで引渡しは行なわれないものであった。この中から両親による縁組の事例を除外す⁽²⁾

ると、機関を通しての引渡しは全体の八二%を占め、民間の養子協会が五七%、地方自治体が二五%、第三者が六%、「直接」の引渡し一一%となった。それぞれの態様でなされる引渡しの数は、EWで養子申立に対してなされた態様別引渡しの総数と関係がある。第一表は⁽³⁾一九六六年にEWでなされた養子申立と、それに対してなされた引渡しの態様を

第1表 EWにおける態様別引渡し数 (1966年)

	他の親族	非親族	合計
両親による申立 機関による引渡し			6,945
養子協会	15	9,240	9,255
地方自治体	65	4,010	4,075
個人的引渡し			
第三者	35	1,000	1,035
「直接」	1,120	620	1,740
全申立数	1,235	14,870	23,050

示すが、これによると養子協会による引渡しは九、〇〇〇件以上になっている。これは登録養子協会常任協議会 (Standing Conference of Societies Registered for Adoption) による調査結果と一致している。この常任協議会による調査は全民間養子協会で一九六六年中になされた引渡しに関する報告を集めてなされた。総数はスコットランド (以下Sと記す) も含み九、六一四件であった。約四、〇〇〇件は地方自治体が行ない、三、〇〇〇件弱がこれら両機関に関係なく独立で引渡しを実施し、養子になる児童と親族関係のない者への個人的引渡しは一、六〇〇件であった。

第二表は⁽⁴⁾この調査による態様別引渡しとその比率を示すが、これによると、引取手が両親以外の親族である場合は、その大部分(九〇%)は両親から直接に養親に引渡しになされ、地方自治体を通してが五%、第三者を介してが三%、養子協会を通してが一%である。引取手が非親族の場合は八九%が養子機関を経てなされ、第三者によるのが七%で、「直接」は僅かに四%である。これを異なった視点からみると、養子協会による引渡しは非親族との縁組が大部分で、祖父母との縁組の二件はその例外であったが、比率では一%にも満たないものであった。地方自治体による場合は、九八%が非親族に引取られるケースで、他の二%、九

を知る上で興味がある点であるが、二つの視点で比較することができる。一点は、例えば、民間の協会によって申立てられた件数を裁判所別に検討し比較するという点であり、他は裁判所別になされた養子の種類を検討するという点である。第三表は引渡し(5)の態様と、取扱い裁判所の別により申立数を百分比で示したものである。これにより明らか

第2表 申立者との関係による引渡しの態様

	他の親族		非親族		全申立者	
	サンプル数	%	サンプル数	%	サンプル数	%
両親による申立					944	30
機関による引渡し						
養子協会	2	1	1,254	62	1,256	40
地方自治体	9	5	545	27	554	18
個人的引渡し						
第三者	5	3	135	7	140	4
「直接」	151	90	84	4	235	8
全サンプル	167	100	2,018	100	3,131	100

(注) 非親族の2ケースは態様不明である。

第3表 引渡し(5)の態様による裁判所別申立 (百分率)

	県裁判所	少年裁判所	高等裁判所	全裁判所
両親による申立	36.9	63.0	0.1	100
機関による引渡し				
養子協会	84.8	15.0	0.2	100
地方自治体	77.4	22.6	—	100
個人的引渡し				
第三者	63.8	35.5	0.7	100
「直接」	54.7	45.0	0.3	100
全サンプル	65.9	33.9	0.2	100

ケースは両親以外の親族との縁組であった。この他に実母が養親となる三ケースも地方自治体が扱った。第三者による場合は非親族との縁組が大部分で、例外の四%の大半は伯叔父、伯叔母との縁組であった。直接引渡しの場合にはこれらと異なり、六四%が親族間の縁組で、僅かに三六%が非親族との縁組であった。

2 裁判所による差異

県裁判所 (County courts) と少年裁判所 (Juvenile courts) による引渡し(5)の態様の違いを検討してみることは、裁判所全体の業務

第4表 引渡しの態様：裁判所別

	県裁判所	少年裁判所
両親による申立	17	56
機関による引渡し		
養子協会	52	18
地方自治体	21	12
個人的引渡し		
第三者	4	5
「直接」	6	10
合計 サンプル (=100)	100 (2,066)	100 (1,065)

なように、両親による申立の場合を除くと、他の引渡しは何れも県裁判所の扱った件数の方が少年裁判所のよりも多く、中でもこの傾向が顕著なのは養子協会による場合で八五%の申立が県裁判所になされている。最も県裁判所の比率の少ないのは個人的引渡しの直接の場合で、四五%が少年裁判所に申立てられている。約三分の二の「直接」は児童自身の親族に引取られ、親族のケースは非親族に比べるとより多く県裁判所に申立てている。

県裁判所と少年裁判所の扱った事例を引渡しの態様別にまとめたのが第四

第5表 県裁判所における養子手続 1927—69

	申立申請数		養子 決定数	臨時養子 決定数	仮決定数	審判未了
1927	235		205	—	17	25
1936	407		375	—	6	53
1938	498		473	—	5	49
	継 続	新 規				
1949	477	4,383	4,241	—	•	506
1955	709	4,958	4,815	—	•	736
1958	838	6,043	5,922	—	•	903
1959	903	6,856	6,451	79	•	1,128
1960	1,128	7,707	7,246	194	•	1,251
1961	1,251	8,820	8,321	255	•	1,319
1962	1,319	10,129	9,468	267	•	1,567
1963	1,576	10,633	10,288	235	•	1,639
1964	1,639	12,917	11,874	232	•	2,175
1965	2,175	14,158	13,317	239	•	2,360
1966	2,360	15,087	14,475	201	•	2,538
1967	2,538	15,718	15,167	189	•	2,609
1968	2,609	16,401	15,834	191	•	2,729
1969	2,729	15,695	15,568	167	•	2,566
	1958年養子法第5条により同意なしで扱った件数				不成立	
1967	438					
1968	517				114	
1969	583				123	

第6表 高等裁判所における養子手続 1952—69

	召換件数	養子決定数
1952	66	65
1955	69	68
1958	50	52
1959	48	48
1960	53	50
1961	49	47
1962	45	56
1963	53	53
1964	53	45
1965	50	55
1966	44	37
1967	35	41
1968	27	25
1969	31	22

表である。⁽⁶⁾ 七三%の県裁判所への申立が機関による引渡しであるのに対し、少年裁判所の場合は機関によるものは三分の一以下となっている。

県裁判所で扱われた養子事件の統計が最初に公表されたのは一九二七年であった。⁽⁷⁾ これにより申立申請数 (petitions filed)、養子決定数 (adoption order)、仮決定数 (interim order) および年度末に未解決の件数などが示された。⁽⁸⁾ 同じ形式で一九三八年まで続けられたが、戦争によりしばらく公表が中絶

し、一九四九年から新しい形式が発表された。新形式では、継続事件と、その年度の新規事件とが区別され、仮決定の数字ははぶかれた。一九五八年の養子法以後に出された一九五九年のものから臨時養子決定数 (provisional order) が追加された。一九六七年からは決定拒否 (refused) の件数が示され、また同意を得るべきケースと同意なしで扱った件数も加えられた。これらを示すのが第五表である。⁽⁹⁾ 県裁判所への申立件数も決定数も一九五〇年以降一九六八年まで継続的に増加しているが、一九六九年には決定数は一・八%減少し、新規のケースは更に大きく、四・三%の減少を示している。

高等裁判所での養子事件について統計が公表されたのは一九五二年からである。第六表にあるように、その年度に召換された件数と養子決定のなされた件数が示されている。⁽¹⁰⁾

少年裁判所での養子事件数は、下級裁判所 (magistrate court) の手続と共に警察を通して内務省統計部で集められ、刑事統計として毎年発表されている。司法統計で養子が最初に発表されたのは一九三六年であったが、戦争によ

第7表 少年裁判所における手続 1936—69

	全申立数	養子決定数	仮決定数	申立		
				審判中	決定拒否	取下げまたは失効
1936	・	4,148	64	・	64	77
1938	・	5,392	101	・	62	87
1946	・	15,888	307	・	164	319
1949	・	11,815	194	・	163	266
1950	9,757	8,790	108	535	・	・
1955	8,363	7,895	73	344	・	・
1958	7,619	7,092	68	359	・	・
1959	7,995	7,372	58	386	・	・
1960	7,677	7,146	50	429	・	・
1961	7,552	7,115	63	372	・	・
1962	7,518	6,949	52	377	・	・
1963	7,558	7,073	70	302	・	・
1964	7,485	6,975	90	380	(53)	(169)
1965	7,856	7,347	45	347	(30)	(155)
1966	8,048	7,445	62	369	(34)	(191)
1967	8,100	7,450	61	384	(43)	(217)
1968	8,161	7,638	83	360	(41)	(200)
1969	8,224	7,571	32	393	(47)	(237)

る中断の後、同じ形式が一九四九年まで続けられた。初期の統計では、養子決定数、仮決定数、不成立数、取下げまたは消滅件数が示された。一九五〇年以降にはその年度内の申立件数の総数および年度末に審判中の件数が加えられ

た。また、不成立件数および取下げまたは失効の件数は公表されなくなった。

第七表は少年裁判所で扱ったケースとその審判状況を示すものである。

3 地方自治体による引渡し

一九六六年になされたすべての申立についてこの調査が実施されたのであれば、第一表にある四、〇〇〇余の地方自治体の引渡しは、それから申立件数に含まれていることになる。内務省(Home Office)によつて一九六七年三月末で終る年度で地方自治体から集められた年報によると、三、三〇〇余の児童が地方自治体により引渡されている。これはこの調査には一九六六年以前になされた数も含まれている差であるが、⁽¹²⁾この三、三〇〇余のうち丁度半分弱は地方自治体で養育中の児童を養子としたもので、他

の若干は他の地方自治体で養育中のものであった。県裁判所と少年裁判所に申立てられたサンプル三二二一件のうち三三〇件、すなわち一〇％は、地方自治体の保護の下にある児童に対してなされたものである。このうち一〇件の申立は両親および継親によりなされ、三二〇件は他の親族および非親族によってなされた。この調査では地方自治体によって養子に出された児童は地方自治体で保護されている児童の約六〇％弱に相当する。

地方自治体の養子縁組に関する報告は、他の児童保護に関する報告と共に、会計年度毎に内務省に対してなされる。これらのまとめは部分的には児童保護白書 (The Annual White Paper Children in Care) その他で公表され、また個々の地方自治体における児童保護報告書 (The Summary of Local Authorities Returns of Children in Care) にもまとめられる。これには次のような点が記されている。

一、地方自治体が養子機関 (adoption agency) の役目をしたかどうか。その場合、養親希望者も、養子となる児童も当該地方自治体の管轄区域に限定したかどうか。もし養子機関としての役目を果たさなかった場合に、他の地方自治体がその管轄区域内で養子機関としての役目を果たしたかどうか。

二、年度内に地方自治体によって養子に出された児童の数および、その児童が保護中のものであるかどうか。

三、年度内に養子の目的で引き取られた児童に対して養子決定のなされなかった件数。

四、年度内に引取られた児童および前年度に引き取られた児童に関する養子決定数。

五、児童官 (the children's officer) またはその同僚が訴訟のための後見人 (guardian ad litem) に指定された件数および一九五八年の養子法第四章によって、地方自治体から保護のための査察 (supervised) を受けたかどうか。

六、一九五八年法第四章により三月三十一日現在査察されている児童数。

第8表 地方自治体による引渡し 1962—69

地方自治体により養子の目的で引渡された児童総数 (1959年の養子機関規則 (Adoption Agencies Regulations) の適用あるもの)					
	地方自治体の保護下にある児童	その他の児童	養子決定または臨時養子決定の		合計 (1)+(2)
			未成立	成立	
	(1)	(2)	(3)	(4)	
1962	976	875	823	972	1,851
1963	1,316	1,184	975	1,434	2,500
1964	1,356	1,299	1,096	1,480	2,655
1965	1,460	1,364	1,197	1,587	2,824
1966	1,600	1,603	1,374	1,921	3,203
1967	1,566	1,772	1,408	2,141	3,338
1968	1,827	1,795	1,457	2,108	3,622
1969	1,773	1,827	1,521	2,079	3,600
報告年次以前に引渡され、報告年次に養子決定または臨時養子決定のなされた数					
1962		702			
1963		845			
1964		942			
1965		1,036			
1966		1,140			
1967		1,263			
1968		1,270			
1969		1,362			
養子機関の役目					
	果した		果さない		
1966	67		112		
1967	78		96		
1968	84		90		
1969	92		82		

六九年以降はこのような報告上の差異は個々の地方自治体に照会されている⁽¹³⁾。一般的な傾向で明らかなのは、地方自治体への引渡しは一九六二年から八年にかけて約二倍になっている⁽¹⁴⁾ことである。第九表は地方自治体が養子縁組に関する場合の他の面をまとめたものである。

4 養子協会による引渡し

養子協会として登録している団体は、所在地の地方公共団体に活動状況を報告するが、数字は公表されずまたまとめられてもいない。統計は会計年度か暦によってまとめられている。養子機関規則 (Adoption Agencies Regula-

七、養子縁組成立のため、地方自治体の保護の下から去った児童数。

第八表は地方自治体による引渡しを表わしたものである。表中の(1)と(2)の合計は(3)と(4)の合計と合うはずであるが、各年とも多少の差異がある。しかし、一九

第9表 地方自治体と養子 1950—69

	養子縁組の中止のため保護児童の数	児童が訴訟の後見人となった数	その訴訟の後見人となった数	地方自治体のため(2)の(1)の(2)の数	3月末日現在の児童数
	(1)	(2)	(3)	(4)	(4)
1950	886				7,034
1958	1,136				8,290
1959	1,195				8,014
1960	1,278				5,844
1961	1,514				6,141
1962	1,502	13,259		8,247	6,727
1963	1,643	13,994		9,804	6,988
1964	1,660	14,803		10,256	7,257
1965	1,739	16,066		11,411	7,643
1966	2,023	17,881		12,110	8,235
1967	2,008	18,282		12,014	7,541
1968	2,168	19,177		12,528	7,347
1969	2,200	19,218		11,328	7,437

tions 一九五九) によつて集められる数字は次のようなものである。

- 一、養親希望者からの申立数。
- 二、養子協会に養子として提供された児童数およびその受理、不受理の別。
- 三、養子として引渡しした児童数。

四、養子決定のなされなかつた児童数。

五、養子協会によつて引渡しのない児童のうち、養子決定または臨時養子決定のなされた数。

数年前に、登録養子協会常任協議会の事務局で各種の養子協会からの数字を集め、まとめる試みがなされたが、試み自体は有意義であるが、全体の数字はあまり信頼し得ないというのが事務局の見解であつた。⁽¹⁵⁾

5 第三者による引渡し

養子縁組に関係する当事者については、名前と住所を記入した申込書が提出せられる。第三者による縁組の場合には通常、訴訟のための後見人の報告、当事者各個人の地位および養子とされるべき児童と養親希望者の間に親族関係があるかどうかについても述べられる。これらについてまとめてあるのが第一〇表⁽¹⁶⁾である。調査対象の一

第10表 第三者による引渡し

	百 分 比	
	第三者引渡し総数	第三者総数
縁組調整者		
友人／実母の親族または申立者の親族	41	50
医師／看護婦長など	31	24
軍人	6	4
牧師	3	4
養子に関係する他の個人	8	3
地位不明	12	15
第三者引渡しの申立総数	100	100
サンプル (=100%)	(140)	(112)

四〇件の中では、一二二人の別々の個人によって引渡しがなされ、そのうちの少なくとも一一％は二件以上の引渡しを行っていた。

四〇％余の第三者による縁組は個人的な接触を通して行なわれる。何らかの理由で実母か申立人（多くの場合はこの両者）を個人的に知っている者である。一二％の第三者については詳細は不明である。

三一％（四三人）の縁組は、医師またはその子の生まれた助産施設（nursing homes）の看護婦長によってまとめられている。この項目には病院の助産婦や病院の小児科医の妻などによる場合も含まれる。医師の地位については訴訟のための後見人の報告には通常記されていないが、詳細の知り得た限りでは、個人経営の診療所（a private clinic）の産科のコンサルタント、病院勤務の医師および一般の開業医が含まれている。

この調査では、同一の第三者名が申立書に重複して表れていた。七つの助産施設の看護婦長が第三者として縁組に関与しているうち、五人までもが二件、三件、四件の申立に名を記されている。そして、訴訟のための後見人の報告から明らかなのは、これらの人たちはこれ以外の養子縁組にも関与しているということである。

一七人の第三者となった医師のうち三人の名は二回以上申立書に記されている。個人経営の診療所の一コンサルタントは少年裁判所と県裁判所のサンプルの中では四件、高等裁判所の場合には二件の引渡しをしていた。ある訴訟の

ための後見人の報告によると、実母がこのコンサルタントに差しむけられたとされている。病院の医師は二件、一般の開業医は三件の引渡しをしていた。五人の個人を含むその他の第三者は、兵士、水兵、航空士家族協会 (The Soldiers, Sailor's and Airmen's Association) の海外駐在福祉官 (a Welfare Officer) が関係したものの三件、牧師 (RAF Chaplen) によるもの二件であった。

更に八%の引渡しは三人の個人によってなされている。七件は一人によりなされた。他の三件は民間の里母 (a private foster mother) によりなされている。地方自治体から県裁判所に出された書類によると、この里母は不正な方法で各地への引渡しを多く行っており、そのやり方が県裁判所判事により批判されているが、金銭の授受に関しては証拠が得られないとされている。

二八%の第三者による縁組が二件以上に関係しているが、予備研究にも名の出てきた人に限定すると、六%の第三者が、第三者による縁組の一七%の引渡しをしている。調査対象からは、第三者による引渡しに関与した個人の総数および縁組をととのえた者の数を推測することは不可能である。この調査では、過半数の第三者は裁判所の記録によると、異なった地域での縁組に関係しているが、多分もっと多くの第三者は、それぞれの地域での縁組に関係していると思われる。しかし、このような場合はこの調査では対象とされなかった。

予備研究は一九六五年に一二の裁判所に提出された申立書九二二件を対象にしてなされた。予備研究とこの調査の両者で一四人が二件以上の縁組調整に関係している。このうち、七人は両者ともに名が出ており、六人は少なくとも四件の異なった引渡しに関係している。この六人の行なった引渡し数を基準に、一九六六年に行なわれた引渡しの総数を推測することができるとすれば、第三者は一〇乃至五〇件の引渡しをしているとみられる。

これらの調査に示された一五人以外にも多くの引渡しをしている第三者があることは確かである。たとえば、年に

二乃至三件の縁組に関係している多くの第三者が、この調査対象としては一件しか関係していなかったり、調査対象となっていない場合もあり得るからである。結論として、どれだけ第三者が二件以上の縁組をまとめたかという点とは言い得ないが、可成りの数の個人が可成りの数の引渡しを行ない、その第三者に養親希望者が知らされ、特別の目的（その子を将来養子にするという）をもって児童が引渡されているのは確かである。

一九六六年の約一、〇〇〇件の申立は第三者によってまとめられたと推定されるが、そのうち少なくとも五〇〇件は、友人、親族および偶然知った人によりまとめられ、これらは何れもこの件限りしか縁組にかかわらない者とみられる。残りのうちの多くは実親か申立者に仕事を通じて知り合った者によってまとめられた。

6 申立の結果

養子縁組の申立が引渡しの状態の差異によって養子決定になるか、あるいは仮決定その他となるかがこの項目の主題である。仮決定や取下げその他の件数は極めて少ないが、養子決定を得やすいタイプの引渡しがあるかどうか調べられている。九八%の両親以外の者すべてによる申立に対しては、養子決定または臨時養子決定がなされている。直接の引渡しでは九四%で、この場合は他のどのタイプよりも率が若干低くなっている。しかし、これは多分「直接」の引渡しの大部分が親族関係のある者との間の縁組であることの反映であろう。親族関係のある場合は、非親族による場合よりも養子決定が得られる場合が少ないのである。「直接」の場合の二%および地方自治体の一%は裁判所が決定を出すことを拒んでいる。第三者による場合には決定拒否は一件もなく、養子協会の場合には一、二五六件のうち一件のみ拒否された。第一一表は、⁽¹⁷⁾申立後最初に出された結果を実数で示したものである。これらの事例の中には後に養子決定の得られたものも含まれている。大部分の申立が養子決定を得ているので、引渡しの態様別数と養子決定数とはほとんど変わらない。この表で臨時養子決定を得ている一七件の養親は実親以外の者である。このうち約三分

第11表 最初の申立結果・引渡しの状態様別

	養子協会	地方自治 自治体	第三者	「直接」	親の 両外 総数
養子決定	1,246	543	130	214	2,135
臨時養子決定	1	5	5	6	17
仮決定	2	—	—	2	4
裁判所による拒否	1	3	—	4	8
取下げ	5	3	4	3	15
継続中その他	1	—	1	6	8
全対象数	1,250	553	140	235	2,187

注 引渡しの状態不明の2件がこの表に含まれている。いずれも養子決定を得ている

7 高等裁判所

の「直接」、第三者、地方自治体が引渡しをしている。臨時養子決定を得たうち一件のみが養子協会の行なった引渡しである。

第12表 高等裁判所の場合

	他の親族	非親族	親 両 非 総 数
両親申立	—	—	6
機関引渡し	—	—	—
養子協会	—	20	20
地方自治体	—	1	1
個人的引渡し	—	7	7
第三者	—	2	2
「直接」	3	—	3
対象総数	3	30	39

高等裁判所では七件、二〇%の両親以外の申立は第三者によって引渡しがなされている。県裁判所および少年裁判所では六%であったから可成り高い率になっている。養子機関によるものは六三%で、他の裁判所の場合の八三%に比べると低い。第三者の引渡しの七件のうち二件は同一人である産科のコンサルタントにより、残りの三件は医師、一件は祖母、他の一件は不明である。第一二表は⁽¹⁸⁾高等裁判所で扱った件数を示すものである。

二 訴訟のための後

見人

訴訟のための後見人⁽¹⁹⁾は申立書が正式に裁判所に提出された直

第13表 訴訟のための後見人：引渡しの態様別

	両親	養子 協 会	地方 自治 体	第三者	「直接」	合計
後見人						
児童官	86	93	54	79	91	83
保護監察官	11	7	44	16	7	15
フル・タイム後見人	2	—	2	4	—	1
その他／不明	1	—	1	1	1	1
合計	100	100	100	100	100	100
対象 (=100%)	(944)	(1, 256)	(554)	(140)	(235)	(3, 131)

後に裁判所によって指定される。訴訟のための後見人の基本的な義務は、法廷で児童の利益を守り、裁判所が養子決定を行なう場合には、児童の福祉になるようにすることである。そのため申立書に記載されたあらゆる事項について立証し、全ての同意が自由意思に基づくものであるかどうかを確かめ、また権利をもつもののすべてに意見を述べる機会が与えられたかどうかを調べなければならぬ。

1 指定される者

訴訟のための後見人として最も多く指定されるのは地方自治体の職員である。この調査の時には、この機能は児童課の責任下にあった。⁽²⁰⁾ 地方自治体が児童の引渡しを行なった場合には、近接の他の自治体の職員か、保護監察官 (probation officer) などが指定される。第一三表⁽²¹⁾にあるように、近接自治体の児童官が五四%、保護監察官が四四%、そのような場合に指定されている。

裁判所によっても指定する人が異なっている。県裁判所は児童官を八九%、保護監察官を一〇%指名しているのに対し、少年裁判所は前者を七一%、後者を二五%と、後者の指定率が高く、その他にフル・タイムの後見人を四%、その他一%を指定している。なお、この調査対象では、県裁判所はフル・タイムの後見人を指定していないが、予備研究の場合にはあった。

もしこの調査での発見が、EW全体に適用されるとすると、一九六六年に養子決定を得た全ての件数のうち、児童官が指定された件数は約一九、〇〇〇件ということになる。この数字は一九六七年三月末に内務省に地方自治体から報告された数よりやや多くなっているが、正確に比較することはできない。これによると一八、三〇〇件に地方自治体が指定されている。この調査では約三、五〇〇件に保護監察官が指定されていることになる。

2 後見人の勧告

訴訟のための後見人は、調査が終ると裁判所に報告書を提出する。若干の裁判所では法廷でこの報告書を声を出して読まされる。調査書によると、報告書の長さおよび内容には可成りの差があるということであるが、これらの差異は、裁判所および後見人の両者による訴訟のための後見人の機能の理解の差が一因であるとみられる。このように後見人の報告書に差があるため、調査は困難であった。多くの報告書は短刀直入に養子決定をなすべきかどうかを結論的に述べており、集められた資料では何の問題も提起されていない。このように簡潔に一定の方向のみを示さず、全体としては裁判所の行為を暗黙のうちに求める報告書も可成りある。資料は多くの異なった人々から集められ、それらに基づいてする養子縁組をすすめるべきかどうかの解釈の方法にも差異がみられる。後見人がはっきりと勧告しないケースは極めて少ないが、現場のワーカー (the field workers) の記録による勧告では二二%がはっきりとした線を出しおらず、後見人の勧告が大きな役割を果していることが分る。

七六%のケースに後見人は養子決定か臨時養子決定をすすめているという記録になっているが、実数はこれより可成り多い。ケースの二%について後見人は決定をしない方がよい (二一件) および審判の機会を延ばす方がよい (二二件)、または仮決定が適当である (六件)、との勧告をしている。否定的な勧告が少ない部分であるということは、後見人が他のすべての引渡しに完全に満足していることを意味しない。たとえば、児童の両親や第三者によってとの

第14表 後見人の勧告

	申立総数	申立の結果				継取 判中/ 審統下 他
		養子決定 臨時決定	仮決定	決 拒	定 否	
後見人報告書						
養子決定・ 臨時養子決定	2,395	2,380	9	4	5	
仮決定	6	3	5	—	2	
決定しない	11	3	—	4	4	
審判延期	2	1	—	—	1	
勧告なし						
現場ワーカー 記録による	677	665	3	2	11	
記録なし	40	12	1	1	27	
全対象	3,131	3,064	18	10	50	

えられた縁組の中には、裁判所が決定を拒否した後も事実上の養育関係が続けられ、後見人はたとえその縁組が理想とははるかにかけはなれたものであっても、事実上照らして法的承認を与えた方が賢明であると判断する場合があるからである。

一％のケースには後見人の報告書が裁判所の記録の中になかった。これらのうちの過半数は取下げられた事件であったから、報告書提出以前に取り下げられたものとみられる。一％弱の事件は後見人の勧告によらないで裁判所が独自の判断を行った。第一四表⁽²²⁾は申立結果と後見人の報告との関係を示すものである。

二、三九五件の申立に対して、後見人は養子決定または臨時養子決定を勧告し、二、三八〇件がそのような決定を得ている。すなわち九九％は後見人の勧告通りの決定を裁判所が行っているが、一三件については、裁判所は後見人の勧告とはちがった独自の判断を示している。このうち県裁判所に実親から提出された九件については仮決定がなされ、他の四件、(二件は少年裁判所、二件は県裁判所に出された)はいずれも両親以外の申立による件であるが裁判所が決定を拒否している。臨時養子決定を勧告した件はすべて臨時養子決定を得た。

勧告では何れの決定をもすべきでないとしたもの一一件、審

判を延期すべきであったが、勧告に反して養子決定のなされたものが四件あった。これらのケースは報告書提出の時点と、法廷での審判の時点との間に、主な事情に変更が生じ、後見人も裁判所のなした勧告書内容と異なる決定を評価しているとみられる。しかし、このような新しい事態の発展は裁判所の記録には記されていないため、この調査では示されていない。四件は後見人の勧告通り決定を拒否した。三件は審判を延期され、二件は申立が取り下げられた。

六件の仮決定を勧告したケースのうち四件は第一回の審判で仮決定がなされ、他の二件は延期された。これらのうち三件は、この調査の時までに養子決定を得ていた。

後見人が養子決定に反対する勧告を行なった場合の理由で調査者が記録したものとすると、どの決定もするべきでないとしたものおよび審判を延期するべきであるとしたもの一三件の報告のうち三件は、申立者が児童の祖父母であり、実母が同居しているという事実から生ずる困難を延べており、三件は申立人夫妻の婚姻関係の安定性に疑をもつとされ、二件は申立人の一方のパーソナリティの不安定さを記している。一件は実母が決定後も児童と接触をもつと、⁽²³⁾四年後に自国に帰るといふ申立人のため英国に永住できないこと、児童の病歴を詳細に調べるまで、申立を取り下げるように後見人が勧告していたこと、申立人である実父が自分の息子を養子にする効果を認めていないこと、および調査が未完成のため、後見人の勧告により、実母により審判延期の申立をさせ後に取下げたケースなどである。

仮決定を勧告した六件では多くの理由が述べられている。両親でない申立人の一件は、児童が非常に活発で、うまくやっていくことがむづかしく、申立人自身が、その子が落ちつくかどうかを見るため仮決定を望んだものである。裁判所は仮決定の代りに審判を延期し、六か月後に養子決定をした。他は実父母の関係が決定的に破綻したものと考えられず、両者共に申立人の所に実子をたずね、実父は同じ通りに住んでいるなどの事情から、後見人が二年間の期

第15表 児 童 の 理 解

	児 童 の 年 齢					全年齢
	3 未 満	3 — 4	5 — 9	10—14	15—20	
理解している		3	35	85	94	11
していない	48	39	25	1		40
しているであろう		2	7	3		1
記録なし	52	56	33	11	6	47
合 計	100	100	100	100	100	100
対 象 (=100)	2, 183	239	357	149	86	3, 131

間をおくことによつてこれらの事情がはつきりすると考え勧告し、仮決定が得られた。実母と継父が申立人である一件には、後見人が不満とする様相が多くあり、一年間の仮決定が先ずなされ、続いて第二の一か年の仮決定がなされた。最終的な結果はこの調査時までに出されていけない。実母とその夫によるもう

一件は、実母の年齢が若すぎるため適当でないと考えられ、また申立人自身の住居もなく、男の方は前科があった。この件は三か月の仮決定が先ずなされ、更に三か月後養子決定がなされた。

3 養子の理解

訴訟のための後見人の義務の一つに、養子となる子が養子決定がなされることの意味を知っているかどうかを裁判所に報告することがある。もし理解しているとすれば、児童が申立人の養子となることを希望しているかどうかも確かめなければならぬ。四七％のケースには、現場のワーカーによつて作られた記録にこの点についてははつきりした解答がなかった。そのうちの多くは明らかに対象児が小さいため理解できないからであるが、年長児についても可成りの数の無解答があった。これらのケースの中には、調査者は特に記録してはいないが、後見人のこの点に関する意見の影響があるとみられる。他は報告自体が不明瞭で、後見人自身が児童の理解に疑問をもっていた。第一五表⁽²⁴⁾は児童が養子決定がなされることの意味を理解しているかどうかに関しての後見人の見解を申立時の児童の年齢別にまとめたものである。合計欄には、児童の年齢の不明な六件が含まれて

いる。

4 高等裁判所

高等裁判所では公認の弁護士 (The Official Solicitor) が同意すると、明示の指定をしないでも申立人に異議がなければ訴訟のための後見人となり得る。この調査では例外なく三九件とも公認の弁護士が訴訟のための後見人であった。勧告は全て養子決定か臨時養子決定をなすべきものとし、両親による申立の二件が審判を延期されたのを除くと、他は全て勧告と一致した決定がなされた。

三 福祉のための査察

児童が養子縁組の目的で引取られると、その引渡しに関係した者が誰であっても、法律により、「保護されるべき児童」(protected children)として地方自治体に受理され、福祉のための査察 (welfare supervision) がなされる。⁽²⁵⁾ この査察の対象にならないのは児童が実親の養子となる場合または、義務教育終了後の年齢にある場合である。

一九六七年三月末日の地方自治体から内務省に出された報告によると、七、五四一人の児童がこの査察を受けている。前年に同じく地方自治体が査察を行ない、また訴訟のための後見人もなったケースは一二、〇一四件であった。一九六七年の方は三月末日の数字であり、前年のは年間の数字であるため、査察の件数を推論することは不可能であり、またこの調査ではこの点に関する分析はしていない。

しかし、地方自治体が引渡しを行なったケースに対する査察については、この調査で或程度知ることができる。県裁判所および少年裁判所のサンプルでは、地方自治体によって引渡しのなされた児童の六三%が査察を受け、三三%は引渡しを行なった地方自治体以外の自治体によって査察されている。三%はこの点に関して知り得ず、一%は義務

教育終了後の年齢であった。

四 関係当事者

裁判所は申立の通知を一定の関係当事者 (respondent) にしなければならない。この人たちは、希望があれば出廷し、養子決定をなすべきかどうかについて意見を聴取される。一九五八年の養子法により関係当事者として考えるべき者が定められた。それらは、決定を下すために必要な同意を与える者、親権を有する者、決定により責任を負わされる者、児童の養育費の負担に同意した者、福祉のための査察を担当している地方自治体および児童の引渡しにたずさわった地方自治体または養子協会である。この他の者も裁判所の裁量で必要な場合関係当事者となることができ

1 関係当事者となった者

誰が関係当事者となり、申立へ異議を述べようとし、法廷に出頭したかなどの点を調べることは可成り困難であった。県裁判所では一定の書式が関係当事者への通知に用いられ、その一部を切り取って裁判所に返送することを求めている。返送の状態はまちまちである。殊に訴訟のための後見人の場合は、法廷に出廷し、常にあらゆる資料を用意することを裁判所によって要求されている。実親が関係当事者である場合を除くと、法廷への出頭を希望するか、養子縁組に反対するかの項目にはほとんど記載がないまま返されている。少年裁判所の場合にも基準となる書式が関係当事者への通知用にあるが、多くの裁判所、とくに養子事件を少ししか扱かない所では使用していなかった。その代りに電話連絡も含みいろいろな通知方法が用いられている。従って調査者は誰が関係当事者とされ、それらの者が出廷を希望したか、また縁組に反対したかを知ることには困難を感じた。この調査で知り得たところでは、両親が申立

第16表 関係当事者の意思

		縁組反対		出廷希望		関係当事者数 (=100)
		対象数	%	対象数	%	
両親の申立	関係当事者					
	母	2	6	1	3	34
	父	11	3	10	2	416
	母の夫	—	—	—	—	19
	訴訟のための後見人	—	—	151	24	628
	地方自治体	—	—	1	2	41
両親以外の申立	母	13	1	34	2	2,078
	父	6	2	8	3	313
	母の夫	1	1	—	—	109
	訴訟のための後見人	5	..	470	26	1,834
	養子協会	—	—	15	1	1,218
	地方自治体	4	..	30	4	682
	第三者	—	—	8	11	71
	その他	—	—	35	73	48
	母の後見人	—	—	2	69	29

人の審判官 (referee) がなっていたものが若干あった。

養子協会は協会を通してまとめた縁組の九六％に關係当事者となっていた。第三者の場合は半分強であった。

2 出廷または異議

關係当事者が出廷を希望したか、また縁組に反対の意見を表明したかを、裁判所の記録を通して明瞭な場合のみ調

人である場合の一八％は關係当事者について一人も明らかでない。少くとも一人の關係当事者が分っているのが八二％、そのうち最も多いのが訴訟のための後見人の六六％、次が実父の四四％、実母と地方自治体の各四％、その他の一％となっている。両親以外の者が申立人である場合は一〇件を除いて全て關係当事者が分っている。一位は実母の九五％、二位が訴訟のための後見人の八四％、三位が養子協会の五五％、以下地方自治体の三一、実父の一四、実母の夫の四、第三者およびその他の各三％の順になっている。両親以外が申立人である場合の二九件、全体の約一％は、実母に訴訟のための後見人がおり、同一人が養子縁組の件について後見人となっていた。児童自身が關係当事者となっていたもの、申立人がなっていたものおよび申立

べている。これらについてほとんど証拠とすべきものがない場合や、全くない場合は何れの意思もないものと考えている。第一六表⁽²⁶⁾はこれをまとめたものである。少数の実母、実父および実父ではない実母の夫が申立に反対したい意思を表明している。両親以外の申立の場合には、これもまた少数であるが、訴訟のための後見人が五件、地方自治体が四件に反対の意見を表明している。それぞれ関係当事者となった者の返答の中では〇・五%にもならない。両親および両親以外の者が申立人となった両方で、訴訟のための後見人が法廷への出頭を希望したのは約四分の一である。第三者の関係当事者では一%が出廷を希望した。

3 高等裁判所

実母が養親となる六件のうち五件に關係当事者が明記され、何れも実父であった。三件は訴訟のための後見人である。三三件の両親以外の者による申立にも關係当事者が記されており、それらは、実母三〇、実父四、訴訟のための後見人二二、養子協会二〇、地方自治体三一、第三者二であった。しかし、申立に対する反対の意思の有無および出廷の意思については証拠となるべきものがない。

結 語

イギリスの養子制度の実態を審判手続の部分を中心に調査書に基づいてまとめてきた。わが国の場合は未成年の養子縁組に家庭裁判所の許可を要求しているが（民法第七九八条）、児童相談所は里親委託との関連で補完的作用が認められているのみで（「里親等家庭養育の運営に関して」第三・「家庭養育運営要綱」第八）積極的に児童のために運用する状態にはなっていない。したがって、ここで述べられているような児童引渡しの態様に相当する部分はなく、強いて求めれば、児童相談所を通してなされる里親委託の件数の中から、養子縁組に切りかえられた件数が、公的機

関による引渡しに相当し、他はほとんどすべてが個人的になされるもので、これらについては、対象児が自己または配偶者の直系卑属でない場合の未成年者に関してのみ、家庭裁判所が許可を与えるため、件数は知り得ても、他は全く知り得ない、つまり公的機関とは無関係に縁組が成立する形となっている。

筆者は早くから、「福祉養子」という呼び名で、法制審議会の検討している「特別養子」に類似する制度の創設を主張してきたが、「菊田医師事件」でも明らかのように、わが国にも縁組対象児は潜在的に可成り存在し、養育希望者も可成りある以上、これらを公的に結びつける努力を怠るわけにはいかない筈である。また現在、児童相談所が養子縁組を補完する形をとっていることが、里親前置主義の立前をとらせ、養子を目的としながら先ず里子として養育することを余儀なくし、このこと自体が里親制度の伸び悩みの主因となっていることは広く知られている所で、この両者を分離していく工夫が必要であろう。その意味で「福祉養子」の制度は、むしろ児童福祉法上の制度とし、身分法上は民法によりながら、児童相談所に縁組をととのえる段階での関与、すなわち機関としての作用を加えるやり方が求められる。筆者の考える「福祉養子」の具体的内容は機を改めて論じたいと考えるが、家庭養育が適当である児童、それが必要である児童が存在する以上、その児童に最もふさわしい養育方法の一つとしての「福祉養子」の制度化を真剣に考えるべきではなからうか。その意味で、イギリスの制度は多くの指唆に富む制度となっている。

(一九七三・八・二二)

注

(1) 一九三九年に成立した The Adoption of Children (Regulation) Act により、登録した養子協会でない縁組に関与し得ないことになった。この法は第八条および第十六条の一部は翌四〇年から施行されたが、他の部分は第二次大戦の勃発により施行が延期され、一九四三年の The Adoption of Children (Regulation) Act 1939 (Commencement) Order により全面施行となった。なお、一九五九年筆者が英国に留学していた当時の調べては登録した養子協会の数は約六〇とされて

いた。養子制度の変遷や一九五八年法の概要および当時の事情についてはジュリスト二一〇号拙稿「イギリスの養子制度」参照。

(2) 「両親による縁組」とは、実親が養親となる場合、実親とその配偶者である実親でない者とが共同で養親となる場合などを指す。なお、養子縁組数、養親希望者、縁組対象児とその両親などについては「イギリスの養子制度の実態」ジュリスト五二六号参照。

(3) 調査書四九頁。

(4) 同右。

(5) 同五〇頁。

(6) 同五一頁。

(7) EWに養子法がつくられたのは一九二六年である。Sは一九三〇年でそれまでは事実養子のみが存在した。一九五〇年から施行された四九年の養子法でEWSに養子決定の効果が等しく及ぶことになった。

(8) 養子決定は裁判所が行なう。申立裁判所の選択は申立人が行ない、高等裁判所・県裁判所・少年裁判所のいずれが選ばれる(第九・十一条)。縁組に多額の財産関係が関連してくるような場合には、通常高等裁判所が選ばれる。Jack Hamawi "Family Law" 1953, London p.304. 「養子決定がなされると実親の親権は全て養親に移り、実親子関係は消滅する。「臨時養子決定」は英国(EWSを含む、以下同じ)内に住所も居所も有しない者に対して、英国内では財産譲渡と市民権の関係を除いては「養子決定」と同じ効果を有する決定である。現行法(一九五八年法)によって認められた(第一二条・第三條)。ただし、少年裁判所には裁判権はない。「仮決定」は一九二六年法から認められている(現行法第八條)。養子決定をすることを二年以内延期し、この期間を監察期間(probationary period)とし、訴訟のための後見人その他に監察させることができる。Clarke Hall and Morrison's Law relating to Children & Young Persons by A.C.L. Morrison, C. B.E. & L.G. Banwell, 5th edition, London 1956, p.515.

(9) 調査書一一六頁。一九五八年の養子法第五条では、乳児を遺棄したり、親権の行使を怠ったり、虐待したりした場合、または、同意権者が行方不明であったり、同意能力がない場合、または、理由なく同意を行なわない場合などに、裁判所は職権で同意なしに判決を下し得ると定めている。

同意権者は嫡出子の場合はその実父母、非嫡出子の場合には実父母の決定 Affiliation Order (§15) がなされ、養育費を負

- 担している実父、実母その他の者と合意の上養育費を負担している者および後見人である（第四条）。
- (10) 調査書一一七頁。
- (11) 同一一八頁。
- (12) 同五一頁。注(4)
- (13) 第八表は同右一二〇頁。なお、一一九頁の脚注(2)参照。
- (14) 同一二二頁。
- (15) 同一二〇頁、注(3) “Child Adoption” No. 43, 1963 よりの引用。
- (16) 同五二頁。
- (17) 同五五頁。
- (18) 同五六頁。
- (19) 訴訟のための後見人の義務については The Summary Jurisdiction Rules §7—9, The County Court Rules §6—8, The High Court Rules §10, 11. 養子事件については一九五八年法第九条第七項。
- (20) Sでは一九六八年、EWでは一九七〇年に地方自治体の機構が改められ、社会福祉課 (Social Services Department) が担当することになった。この改組は、住民の利便のため、各種の分割されていたサービスの窓口を統一したものとみることができる。
- (21) 調査書五七頁。
- (22) 同五九頁。
- (23) イギリスの養子縁組は決定が下され正式なものとなると、法律上の実親子関係は完全に消滅する。実親の有した一切の権利義務は養親に移るのである（第一三条の一・二）。したがって機関が引渡しの主體となる場合には実親に養親が誰であるかを知らさないようにする工夫がなされている。これは単に引渡しの場合に立会わないだけでなく、養親の名前も住所も知らされない。筆者がリバプールで経験した引渡しの場面は、午前中に実母が養子協会に子どもを連れてき、午後から養親希望者が引取りにくるといふ形で行なわれていた。
- (24) 調査書六一頁。
- (25) 注(8)に記した監察期間に目的とされる縁組が児童の福祉になるかどうかを、児童の立場に立って地方自治体が査察する

(26) (第四章第三七条以下)。
調査書六四頁。